

TAKEHARA ROTARY CLUB ROTARY INTERNATIONAL DISTRICT 2710 WEEKLY BULLETIN 竹原ロータリークラブ週報



会 長 木村 安伸
会長エレクト夜船 正昭
副 会 長 久藤 孝仁
幹 事 堀越 賢二
副 幹 事 佐々木秀明
会 計 宮本 和彦
S A A 市川 重雄

副SAA 菅 義尚
直前会長 荒谷 隆文
管理運営 本庄 純夫
会員組織 大成 義彦
奉 仕 吉本きよ子
広 報 三好 静子
R財米山 藤中 保

四つのテスト

1. 真実かどうか
2. みんなに公平か
3. 好意と友情を深めるか
4. みんなのために
なるかどうか

<事務局> 〒725-0026竹原市中央4丁目8-2第一おおぎビル102号
TEL 0846-22-7570 FAX 0846-22-7651 Email:rc-take@estate.ocn.ne.jp
URL:http://www5.ocn.ne.jp/~rc-take/
<例会場> 〒725-0021竹原市竹原町3591-1 大広苑 TEL 0846-22-2970
<例会日> 毎週木曜日12:30~13:30 発行:クラブ広報委員会

本日のプログラム 11月14日

ロータリー財団・米山記念奨学委員会
担当例会 (18:30~)

次週のプログラム 11月21日

竹原RC創立50周年について

【2013年11月7日 第2406回例会記録】

- ソング:国歌・奉仕の理想
- ロータリーの目的:本庄会員
- ビジター:呉東RC 渡邊朋唯様

スマイルボックス

- 結婚記念日... 大森、宮本、佐藤
川本、中川
- 特別スマイル
・竹原市制55周年、自治功労賞を受けました。有
難うございました。(久藤孝仁)

幹事報告

副幹事 佐々木秀明

- ・竹原商工会議所新年互礼会ご案内
日時 平成26年1月6日(月)
場所 大広苑
会費 2,000円
- ・次週14日(木)の例会は18:30から開始します。
- ・例会終了後、定例理事会を開催します。

会長の時間

会長 木村 安伸

先月30日(水)竹原市キャリア・スタート・ウイーク実行委員会が開かれ、堀越幹事に出席をお願いしました。
内容は、本年度のキャリア・スタート・ウイークの事業報告でしたが、堀越幹事からは受入事業場としての感想を述べられたそうです。
翌31日(木)アヲハタ(株)で開催しました職場例会の労をお取り頂きました田中会員にお礼を申し上げます。
また、今月3日(日)竹原市制施行55周年記念式典

が竹原市民館で開催され、私が出席しました。
式典では、坂田会員が永年の民生・児童委員としての功績に対する社会福祉功労者表彰を受けられ、また、久藤会員がスポーツ推進に尽くされたので自治功労者表彰を受けられました。お二人とも誠におめでとうございました。

さて、今月は「ロータリー財団月間」ですが、これに先立ち当クラブは、先月27日(日)ぶちええ竹原まつり会場にてポリオプラスへの支援の一環としてポリオ撲滅のためのバザーおよび募金活動を実施しました。バザーは用意した商品を全て売り切ることができ、多数の商品をご提供下さり、また、募金活動にご協力頂いた会員の皆様に改めてお礼を申し上げます。

なお、RI理事会は、今月5日を含む1週間は「世界インターアクト週間」として遵守するように奨励しています。

次に、私からのお願いでございます。
それは、本年度の出席率が芳しくなく、10月末までの出席率が89.69%と低い状況にあります。
このままこのような状況で推移すれば、2005年-2006年以降90%台の出席率を維持していたものが、9年振りに80%台に落ち込むのではないかと危惧しています。

釈迦に説法となりますが、出席はロータリーの特色の一つで、会員の基本条件になっています。ご多忙の折には、60%の出席規定の適用を受けることができますし、近隣のクラブで出席のメイクアップをする機会もあります。

どうか会員の皆様には、このような状況をご理解頂きまして、本年度末の出席率が90%台を維持できますようご理解とご協力を切にお願い致します。
これで終わります。

表彰式



佐藤守幸会員は、米山功労者（第4回）、マルチプル・ポール・ハリス・フェロー（第3回）を受けられました。

記念日代表謝辞

11月記念日を代表して宮本会員よりお礼の言葉が述べられました。

委員会報告

□社会奉仕委員会 委員長 朝比奈勝也
10月27日(日)のぶちええ竹原祭りに於いてバザー品を沢山ご提供頂き誠に有難うございました。福本会員にはテレビ、ビデオ、テーブル、椅子、ポリオ支援横断幕などご提供頂きました。有難うございました。
ポリオ募金箱20,682円、バザー売上金51,850円、合計72,532円の募金額となりました。出店費用の6,500円は財団より支出させて頂きました。皆様のご協力に感謝申し上げます。
11月17日(日)クラブが協賛しています“小さな町のホスピスモデルシンポジウム”が大広苑に於いて開催されます。是非ともご出席下さい。

誕生卓話

『最高裁大法廷が民法の相続の取り分の規定の一部に違憲決定』



会員 藤中 保

去る9月4日、最高裁判所大法廷は14人の裁判官全員一致の意見により、遺産相続の際、結婚していない男女間に生れた子(婚外子)の取り分を、結婚している男女の間の子(婚

内子)の半分とする民法の規定について「法の下での平等を定めた憲法に違反する」との決定をしました。

即ち、民法900条4号ただし書き前段の、同順位の相続人が数人ある時は、その相続分は次の各号の定めるところによる。

四、子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人ある時は各自の相続分は相等しいものとする。ただし、摘出でない子の相続分は摘出である子の相続分の2分の1とし……」とあり、この規定が、憲法14条に定める法の下での平等「すべての国民は法の下に平等であって、人権、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない……」の規定に違反するのではない、つまり、違憲ではないのかということ

が争点となっていたものであり、今回それに対する判断が下されたものであります。

問題とされた民法900条4号ただし書の規定は1898年(明治31年)にスタートしたいわゆる「明治民法」に組み込まれて以来、今日まで115年間続き、しかも第二次大戦後の民法改正のときにも残されたという、極めて重要な規定なのであります。それは、この規定が我が国社会において「一夫一婦制や法律婚主義の理論的ないし基本的支柱としての役割を担ってきた」といわれるところにあります。

この規定により、民法900条4号の該当部分が改正されることになろうが、ある意味では家族法の道徳的バックボーンの役割を果たしたといわれる規定であっただけに今後の社会的影響にも関心もたれるところであります。

日常生活には余り関係はないかも知れませんが、何よりもこの規定により法律改正が行われれば人権意識や民主化が更に一步進むことにもなると考えられ、国民的関心事であることは間違いでないでしょう。今後の動向に注目したいところであります。

理事会報告(11月)

□日 時 平成25年11月7日(木)

□場 所 大広苑

□出席者 12名

□議 題

①クラブ事務所へ竹原RCロゴ表示の件 承認

②聖恵文化祭ボランティア参加の件 承認

日 時 平成25年11月23日(土)

③月見例会決算の件 承認

④忘年家族例会の件 承認

日 時 平成25年12月7日(土)18:00より

場 所 大広苑

登録料 会員5,500円、配偶者4,000円、
成人4,000円、高校・中学3,000円、
小学1,000円、幼児0円

⑤G9会長幹事会の件 承認

日 時 平成26年1月20日(月)

場 所 西山別館

会 費 10,000円

⑥事務所へ電気ストーブ購入の件 承認

《出席報告》

会員数34名 出席26名 メイク 2名
欠席4名 免除2名 出席率88.24%



『ポリオ撲滅支援』を目的に10月27日(日)、バンブー公園で開催された第6回ぶちええ竹原まつりへ初参加しました。募金箱を設置し、会員提供の遊休品のバザーを実施。来場者へポリオ撲滅支援についてのパンフレット、4つのテスト記載の竹原RCのポケットティッシュを配布し、ロータリークラブの活動をPRしました。募金総額72,532円。皆様のご協力誠に有難うございました。